四万十市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、四万十市補助金等交付規則（平成 17 年四万十市規則第 35 号。以下「規則」という。）第 21 条に基づき、四万十市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金の交付に関し必要な事項を定める。

（目的）

第２条　この補助金は、高齢者の方々が、たとえ介護が必要な状態となっても、必要な介護サービスが十分受けられ安心して暮らし続けることができるよう、四万十市の中山間地域の高齢者に対し、次条に規定する介護サービスを提供する介護サービス事業者（以下「補助事業者」という。）及び職員の確保を行う補助事業者に、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象、基準額、補助率等）

第３条　補助対象となる介護サービスは、次の各号に掲げるサービス（以下「補助対象サービス」という。）とする。

(1) 介護保険法（平成９年法律第 123 号。以下「法」という。）第８条第２項に規定する訪問介護及び法第 115 条の 45 第１項第 1 号のイに規定する第 1 号訪問事業のうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）第５条による改正前の法（以下「平成 26 年改正前法」という。）第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護に相当するもの（以下「訪問介護」という。）

(2) 法第８条第３項に規定する訪問入浴介護及び法第８条の２第2項に規定する介護予防訪問入浴介護（以下「訪問入浴」という。）

(3) 法第８条第４項に規定する訪問看護及び法第８条の２第3項に規定する介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）

(4) 法第８条第５項に規定する訪問リハビリテーション及び法第８条の２第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション」という。）

(5) 法第８条第７項に規定する通所介護及び法第 115 条の 45 第１項第１号のロに規定する第１号通所事業のうち平成 26 年改正前法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護に相当するもの（以下「通所介護」という。）

(6) 法第８条第８項に規定する通所リハビリテーション及び法第８条の２第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション」という。）

(7) 法第８条第 17 項に規定する地域密着型通所介護

(8) 法第８条第18項に規定する認知症対応型通所介護及び法第８条の２第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護（以下「認知症対応型通所介護」という。）

(9) 法第８条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護及び法第８条の２第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「小規模多機能型居宅介護」という。）

(10) 法第８条第 24 項に規定する居宅介護支援

２　補助対象の区分、基準額、補助率等については、別表１、別表１－２及び別表１－３に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第４条　規則第３条第１項に規定する補助金交付申請書は様式１号のとおりとする。

（補助の条件）

第５条　補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 規則第８条に規定する補助事業変更（中止・廃止）承認申請書は、様式第２号のとおりとする。ただし、補助金額の 20 パーセント以内の減額及び軽微な変更（補助対象事業相互間で 20 パーセントを超えない変更をいう。）は、この限りでない。

(2) 補助事業の遂行が困難となった場合又は第 10 条各号に規定する事由に該当する事実が明らかになったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金及び補助事業に係る証拠書類の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了

の翌年度から起算して５年間保管しなければならないこと。
(4) 通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護の事業者については、送迎の実施の有無についての記録を作成しなければならないこと。
(5) 県税の滞納がないこと。
(6) 前各号に掲げるもののほか市長が特に必要があると認めて指示した事項

（補助金の交付の決定の通知）

第６条　市長は、第４条の規定による補助金の交付申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、様式第３号により当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、適正な補助金の交付を行うために必要があると市長が認めるときは、補助金の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

（実績報告）

第７条　補助事業者は、補助事業が完了した場合は、実績報告書（様式第４号）を補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 15 日までのいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第８条　補助金は、規則第16条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

２　補助事業者は、概算払を請求しようとするときは、概算払請求書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（遂行状況の報告）

第９条　補助事業者は、事業実施状況報告書（様式第６号）により、毎月10日までに前月のサービスに係る事業の実績を報告しなければならない。ただし、別表１－３に規定する介護サービスを除き、補助事業者における補助対象サービスを提供した利用者の実人数が１箇月に10名以下の場合は、３箇月に１回の報告とすることができる。また、市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（補助金の返還等）

第 10 条　市は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。
(1) 補助事業が完成しないとき又は補助事業の実施が不適当と認められるとき。
(2) 補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。
(3) 別表１－３に規定する新たに雇用された常勤の職員が、雇用開始の日から起算して１年以内に、異動又は辞職等により法第８条第２項又は同条第 24 項に規定する業務に専ら従事しなくなったとき。

ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りではない。

（情報の開示）

第 11 条　補助事業又は補助事業者に関して、四万十市情報公開条例（平成 17 年条例第 13 号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第９条の規定による非開示情報以外の項目は、原則として開示するものとする。

（暴力団の排除）

第 12 条　市長は、四万十市暴力団排除条例（平成 23 年四万十市条例第３号。以下「暴排条例」という。）第９条の規定に基づき、事業実施主体又は別表１－３に規定する新たに雇用された常勤の職員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合においては、規則第５条に規定する交付決定を行わず、又は取り消すものとする。この場合において、市長は、事業実施主体に対し、既に交付した補助金の全部の返還を命ずるものとする。
(1) 暴力団（暴排条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
(2) 暴力団員等（暴力団員又は暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関す

る法律（平成３年法律第 77 号）第２条第１号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）をいう。）であるとき。

(3) その行う事業に関し、暴力団の利用した事実があるとき。

(4) その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をした事実があるとき。

ア　暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与（以下「利益の供与」という。）をすること。

イ　暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。

ウ　暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償のない利益の供与をすること。

エ　アからウに定めるもののほか、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をすること。（ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行として利益の供与をする場合その他正当な理由がある場合を除く。）

オ　暴力団員等に対し、不当に優先的な取扱いをすること。

(5) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

(6) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

(7) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(8) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

(9) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

(10) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

(11) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

(12) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（委任）

第 13 条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則（平成 24 年４月１日告示第 48 の５号）

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

２　この告示は、令和８年５月 31 日限りでその効力を失う。ただし、この告示に基づき交付された補助金については、第５条第３号、及び第９条から第 12 条までの規定は同日以降もなおその効力を有する。

附　則（平成 25 年４月１日告示第 33 の３号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成 26 年４月１日告示第 28 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成 27 年４月１日告示第 37 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成 28 年４月１日告示第 35 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成 29 年４月１日告示第 30 の２号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成30年４月１日告示第57の２号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成31年４月１日告示第36号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年４月１日告示第44号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年４月１日告示第38の16号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和４年４月１日告示第42号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年４月１日告示第54の９号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年４月１日告示第50の２号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年12月27日告示第112号）

この告示は、令和７年１月１日から施行する。

附　則（令和７年４月１日告示第51の24号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表１（第３条関係）

区分	補助対象サービスの種類	補助の要件	基準額	補助率	交付額
1	訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅介護支援	事業所の所在地から利用者宅まで訪問に 20 分以上 60 分未満の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の 15 パーセントに相当する単位数に 10 円を乗じて得た額	10分の10	区分１から３までの基準額の合計額に補助率を乗じた額とする。ただし、事業所ごとの当該交付額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
		事業所の所在地から利用者宅まで訪問に 60 分以上 75 分未満の時間を要する利用者に対して、補助対象サービスを提供した場合	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の 35 パーセントに相当する単位数に 10 円を乗じて得た額		
		事業所の所在地から利用者宅まで訪問に要する時間が 75 分以上である場合	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の 50 パーセントに相当する単位数に 10 円を乗じて得た額		
	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護	事業所の所在地から利用者宅まで送迎に 20 分以上 60 分未満の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合。	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の 15 パーセントに相当する単位数に 10 円を乗じて得た額		
		事業所の所在地から利用者宅まで送迎に 60 分以上 75 分未満の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合。	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の 35 パーセントに相当する単位数に 10 円を乗じて得た額		
		事業所の所在地から利用者宅まで送迎に要する時間が 75 分以上である場合	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の 50 パーセントに相当する単位数に 10 円を乗じて得た額		
2	訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅介護支援	四万十市内の特別地域加算対象地域に所在する小規模事業所が、補助対象サービスを提供した場合であって、事業所の所在地から利用者宅まで訪問に要する時間が 20 分未満である場合	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の 10 パーセントに相当する単位数に 10 円を乗じて得た額		
	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護	四万十市内の特別地域加算対象地域に所在する小規模事業所が、補助対象サービスを提供した場合であって、事業所の所在地から利用者宅まで送迎に要する時間が 20 分未満である場合。	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の 10 パーセントに相当する単位数に 10 円を乗じて得た額		
3	訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認	区分１又は２に該当する事業者が、補助対象となる介護又は看護の介護サービスに専ら従事させるため（当該事業所が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく指定を併せて受けている場合にあっ	新たに雇用した職員一人につき、区分１又は２の補助要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の５パーセントに相当する単位数に 10 円を乗じて得た額		

	知症対応型通所介護及び居宅介護支援	ては、当該指定を受けている事業に従事する場合を含む。）常勤の職員を雇用した場合で、当該雇用の開始の日から１年以内の場合。ただし、補助金の交付決定以降に雇用した場合で、雇用することにより職員が増員となった場合に限る。			

（注１）事業所には、「指定居宅サービス等及び指定介護サービス等に関する基準について」（平成11年老企第25号）に定める「本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等」及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）に定める「例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等」を含むものとする。

（注２）利用者とは、法において要介護又は要支援と認定された者、法第 115 条の 45 第１項第１号のイに規定する第１号訪問事業のうち平成 26 年改正前法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護及び法第 115 条の 45 第１項第１号のロに規定する第１号通所事業のうち平成 26 年改正前法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスが必要と市が認めた者のうち特別地域加算対象地域（平成 24 年３月厚生省告示第 120 号により定められた厚生労働大臣が定める地域のうち、四万十市にある地域をいう。）内に居住する者とする。（特別地域加算対象地域外で介護サービスの確保が困難な地域（最寄りの事業所まで 20 分以上かかる地域）に居住し市長が補助することが適当であると認めた者を含む。）

（注３）訪問又は送迎に要する時間とは、通常の経路及び交通手段により片道で当該時間を要すると市長が認めた時間とする。

（注４）所定単位数とは、法に基づく介護給付費単位数サービスコード表の合成単位数とする。（ただし、第１号訪問事業及び第１号通所事業のうち平成 26 年改正前法に規定する介護予防訪問介護に相当するサービス及び介護予防通所介護に相当するサービスは、市町村の定める単位数とする。）

（注５）基準額の計算は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年２月 10 日厚生省告示第 19 号）に定められた方法に準じ行うものとする。

（注６）区分１及び２において、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護については、片道のみ送迎を行った場合は、往復送迎を行った場合の２分の１に相当する額を補助する。なお、所定単位数が月当たりで決定される場合は、１か月間のサービス提供回数の内過半数が片道のみ送迎となったときには往復送迎を行った場合の２分の１に相当する額を補助するものとし、過半数を下回る場合には往復送迎が行われたものとみなす。

（注７）区分２の補助対象サービスは、各市町村の区域（平成 16 年以降に合併した市町村にあっては、合併前の市町村の区域とすることも可能）におけるサービスごとの補助年度の前年度４月の合計利用回数が 200 回以下（障害者総合支援法に基づく利用回数を含む。）のサービスが補助対象となる。ただし、この区分２は、病院又は診療所が行っている訪問看護、訪問リハビリテーションは対象とならない。

（注８）区分２は、四万十市内の特別地域加算対象地域にある事業所が対象となる。

（注９）補助対象となるサービス提供は、補助年度の４月初日から翌年３月末日までのサービス提供分とする。

（注 10）区分３において、月途中から雇用した場合は、雇用した日から対象とする。また、月途中まで雇用した場合は、雇用した日までを対象とする。

（注 11）「専ら従事」及び「常勤」とは、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成 11 年老企第 25 号）の規定による。

別表１－２（第３条関係）

区分	補助対象サービスの種類	補助の要件	基準額	補助率	交付額
1	小規模多機能型居宅介護	事業所の所在地から利用者宅まで訪問、送迎に 20 分以上 60 分未満の時間を要する利用者に対して補助対象サービスを提供した場合。	補助の要件に該当する訪問、送迎回数に 450 円を乗じて得た額	10 分の 10	区分１から２までの基準額の合計額にそれぞれの区分に応じた補助率を乗じて得た額とする。ただし、事業所ごとの当該交付額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
		事業所の所在地から利用者宅まで訪問、送迎に 60 分以上の時間を要する利用者に対して、補助対象サービスを提供した場合。	補助の要件に該当する訪問、送迎回数に 1,050 円を乗じて得た額		
2	小規模多機能型居宅介護	区分１に該当する事業者が、補助対象サービスに専ら従事させるため介護又は看護等の介護サービスに直接あたる常勤の職員を雇用した場合で、当該雇用の開始の日から１年以内の場合。ただし、補助金の交付決定以降に雇用した場合で、雇用することにより職員が増員となった場合に限る。	新たに雇用した職員一人につき、補助の要件に該当するサービス提供回数に150円を乗じて得た額に相当する額		

（注１）　事業所には、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）に定める「例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等」を含むものとする。

（注２）　利用者とは、法において要介護１、要介護２、要支援１又は要支援２と認定された者のうち特別地域加算対象地域（平成24年3月厚生労働省告示第120号により定められた厚生労働大臣が定める地域のうち、四万十市にある地域をいう。）に居住する者とする。（特別地域加算対象地域外で介護サービスの確保が困難な地域（最寄りの事業所まで20分以上かかる地域）に居住し市長が補助することが適当であると認めた者を含む。）

（注３）　訪問又は送迎に要する時間とは、通常の経路及び交通手段により片道で当該時間を要すると市長が認めた時間とする。

（注４）　補助対象となるサービス提供は、補助年度の４月初日から翌年３月末日までのサービス提供分とする。

（注５）　区分２において、月途中から雇用した場合は、雇用した日から対象とする。また、月途中まで雇用した場合は、雇用した日までを対象とする。

（注６）　「専ら従事」及び「常勤」とは、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成 11 年老企第 25 号）の規定による。

別表１－３（第３条関係）

区分	補助対象サービスの種類	補助の要件	基準額	補助率	交付額
1	訪問介護及び居宅介護支援	事業所が、補助対象となる介護サービスに専ら従事させるため、新たに雇用した常勤の職員に対し、一時金を支給した場合	新たに雇用した職員１人につき、20 万円を上限として事業所が支給した額	10 分の 10	区分１から２までの基準額の合計額にそれぞれの区分に応じた補助率を乗じて得た額とする。ただし、事業所ごとの当該交付額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
2		区分１に該当する事業所が補助対象となる介護サービスに専ら従事させるため、新たに雇用した常勤の職員に対し、就労に伴い発生した転居に係る費用を支給した場合	新たに雇用した職員一人につき、10 万円を上限として、事業所が支給した額		

（注１）事業所とは、法第８条第２項の規定に基づく訪問介護を行う事業所及び法第８条第 24 項の規定に基づく居宅介護支援を行う事業所のうち、四万十市内に所在する事業所をいう。

（注２）職員とは、法第７条第５項に規定する介護支援専門員及び法第８条第２項に規定する訪問介護を行う者をいう。また、「専ら従事」及び「常勤」とは、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成 11 年老企第 25 号）の規定による。

ただし、過去に本補助金に基づく一時金及び転居に係る費用（以下「一時金等」という。）の支給を受けている者は除く。

（注３）一の介護保険事業所（法に基づき指定を受けている事業所をいう。以下「前の事業所」という。）に勤務していた者が四万十市内の別の事業所（以下「別の事業所」という。）に新たに雇用された場合は、その者が前の事業所を退職した日の翌日から起算して３か月を越えてから、新たに別の事業所に雇用された場合に限り、補助対象とする。

また、過去に勤務していた事業所に再度雇用された場合、又は過去に勤務していた事業所と同じ法人が運営する他の事業所に雇用された場合も同様とする。

（注４）区分１、２とも、雇用を開始した日から３か月以内に事業所から職員へ支給した場合のみ対象とする。

（注５）区分１において、一時金とは、職員が新規に就労した事実に対して支給する金銭をいい、給料及び通勤手当、家族手当、住居手当等の諸手当並びに賞与、その他労務提供の対価や、資格や地位又は職責に対して、又は福利厚生として支給する金銭は含まない。

（注６）区分２において、次のいずれかに該当する場合は対象としない。

・旧住居地から新住居地までの陸路による路程が８㎞未満である場合
・旧勤務地と新勤務地までの陸路による路程が８㎞未満である場合
・転居により、新住居地から新勤務地までの陸路による路程が旧住居地から旧勤務地までの陸路による路程から短縮されない場合
・四万十市内での転居である場合

（注７）区分２において、転居に係る費用とは、次に掲げるものとする。

・就労に伴う移転のための家財の運搬等に係る経費（引越業者に依頼した場合の料金、レンタカーを利用した場合の料金、自家用車をフェリーで運搬した場合の航送料金を含む。）
・就労に伴う移転を行った場合の旧住居から新住居までの移動に係る旅費(運賃等)。ただし、家族の旅費は除く。
・就労に伴い新たに居宅又は居室を賃借した場合の敷金及び礼金

様式第１号（第４条関係）

年　月　日

四万十市長　　様

申請者　法人等名
住所
代表者名　　印

四万十市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付申請書

四万十市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱第４条の規定により、年度中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金の交付を下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　申請額　　金　　円

２　添付書類
(1) 補助金所要額調（別紙１）
(2) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書（県税事務所が発行する全税目の納税証明書）
(3) その他市長が必要と認める書類

別紙１

四万十市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金所要額調

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所名	サービス種別	区分	訪問・送迎対象者数	基準額	補助金所要額	備　　考
		訪問・送迎に 20 分以上 60 分未満の時間を要するサービスへの助成				
		訪問・送迎に 60 分以上 75 分未満の時間を要するサービスへの助成				
		訪問・送迎に 75 分以上の時間を要するサービスへの助成				
		小規模事業所におけるサービスへの助成（訪問・送迎要する時間が 20 分未満である場合）				
		常勤職員の新規雇用への助成				新規雇用予定人数　　名
		計				
		区分	支給予定数	基準額	補助金所要額	備　　考
		新規雇用職員への一時金支給				
		新規雇用職員への転居に係る費用の支給				
		計				
合計						

（注１）補助金所要額欄は、事業所ごと（予防含む。）に千円未満の額を切り捨てた額を記入すること。
（注２）サービス種別が多く、１枚に収まらない場合は、必要に応じ、欄を増やすこと。
（注３）「常勤職員の新規雇用への助成」を申請する場合は、新規雇用計画書（別紙２）を添付すること。

（注４）「新規雇用職員への一時金支給」及び「新規雇用職員への転居に係る費用の支給」を申請する場合は、一時金等支給計画書（別紙３）を添付すること。

別紙２

新 規 雇 用 計 画 書

年　　月　　日現在

事業者名					
事業所名					
サービス種別					
常勤職員	職　　種	現職員数	新規雇用計画		
			雇用予定数	雇用予定期間	雇用形態
	介護職員				
	看護職員				
	合計				

別紙３

一時金等支給計画書

年　　月　　日現在

<table>
<tr><td colspan="2">事業者名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業所名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">サービス種別</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">職種</td><td rowspan="2">雇用予定
人数</td><td colspan="3">支給予定額</td><td rowspan="2">備考</td></tr>
<tr><td>一時金</td><td>転居に係る
費用</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>訪問介護員</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>介護支援専門員</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

四万十市長　　様

申請者　法人等名
住所
代表者名

四万十市中山間地域介護サービス確保対策事業費
補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付の決定を受けました　　年度四万十市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金について下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、四万十市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱第５条第１号（第２号）の規定により、承認されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

１　補助金既交付決定額　　円

２　今回補助金増額（減額）交付申請額　　円

３　変更（中止・廃止）理由及び変更内容

４　添付書類
(1) 補助金所要額変更調（別紙４）
(2) その他市長が必要と認める書類

別紙４

四万十市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金所要額変更調

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所名	サービス種別	区分	訪問・送迎対象者数		基準額（円）		補助金所要額（円）			補助金受入済額（円）	備考
			変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	増減額		
		訪問・送迎に20分以上60分未満の時間を要するサービスへの助成									
		訪問・送迎に60分以上75分未満の時間を要するサービスへの助成									
		訪問・送迎に75分以上の時間を要するサービスへの助成									
		小規模事業所におけるサービスへの助成（訪問・送迎要する時間が20分未満である場合）									
		常勤職員の新規雇用への助成									雇用予定人数　　名
		計									
		区分	支給職員数		基準額（円）		補助金所要額（円）			補助金受入済額（円）	備考
			変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	増減額		
		新規雇用職員への一時金支給									
		新規雇用職員への転居にかかる費用の支給									
		計									
合計											

（注１）補助金所要額欄は、事業所ごと（予防を含む。）に1,000円未満の額を切り捨てた額を記入すること。
（注２）サービス種別が多く、１枚に収まらない場合は、必要に応じ、欄を増やすこと。
（注３）「常勤職員の新規雇用への助成」を申請する場合は、新規雇用計画書（変更後）（別紙５）を添付すること。

（注４）「新規雇用職員への一時金支給」及び「新規雇用職員への転居に係る費用の支給」を申請する場合は、一時金等支給計画書（変更後）（別紙６）を添付すること。

別紙５

新 規 雇 用 計 画 書（変更後）

年　　月　　日現在

事業者名					
事業所名					
サービス種別					
常勤職員	職　　種	現職員数	新規雇用計画		
			雇用予定数	雇用予定期間	雇用形態
	介護職員				
	看護職員				
	合計				

別紙６

一時金等支給計画書（変更後）

年　　月　　日現在

<table>
<tr><td colspan="2">事業者名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">事業所名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">サービス種別</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">職種</td><td rowspan="2">雇用予定人数</td><td colspan="3">支給予定額</td><td rowspan="2">備考</td></tr>
<tr><td>一時金</td><td>転居に係る費用</td><td>合計</td></tr>
<tr><td rowspan="2">訪問介護員</td><td>変更前</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>変更後</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">介護支援専門員</td><td>変更前</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>変更後</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">変更後合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

様式第３号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

四万十市長　　印

四万十市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付決定通知書

　　年　　月　　日付け　　第　　号で申請がありました　　年度四万十市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金については、金　　円を交付することに決定しましたので、四万十市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

　なお、この交付決定に係る補助対象期間は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日とします。

様式第４号（第７条関係）

年　　月　　日

四万十市長　　様

申請者　法人等名
住所
代表者名

四万十市中山間地域介護サービス確保対策事業実績報告書

年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付の決定を受けました　　年度四万十市中山間地域介護サービス確保対策事業を実施しましたので、四万十市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

１　補助金交付決定額　金　　円

２　補助金精算額　　金　　円

３　差引過不足額　　金　　円

４　添付書類
(1) 補助金精算書兼実績報告書（別紙７）
(2) その他市長が必要と認める書類

別紙７

四万十市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金精算書兼実績報告書

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所名	サービス種別	区分	訪問・送迎対象者数	基準額	補助金所要額(円)	補助金交付決定額(円)	差引過不足額(円)	備　　考
		訪問・送迎に20分以上60分未満の時間を要するサービスへの助成						
		訪問・送迎に60分以上75分未満の時間を要するサービスへの助成						
		訪問・送迎に75分以上の時間を要するサービスへの助成						
		小規模事業所におけるサービスへの助成（訪問・送迎要する時間が20分未満である場合）						
		常勤職員の新規雇用への助成						新規雇用人数　名
		計						
		区分	支給職員数	基準額	補助金所要額(円)	補助金交付決定額(円)	差引過不足額(円)	備　　考
		新規雇用職員への一時金支給						
		新規雇用職員への転居に係る費用の支給						
		計						
合計								

（注１）補助金所要額欄は、事業所ごと（予防を含む。）に1,000円未満を切り捨てた額を記入してください。

（注２）サービス種別が多く、１枚に収まらない場合は、必要に応じ、欄を増やすこと。

（注３）「新規雇用職員への一時金支給」及び「新規雇用職員への転居に係る費用の支給」の実績がある場合は、一時金等支給実績書（別紙８）を添付すること。

別紙８

一時金等支給実績書

年　　月　　日現在

事業者名					
事業所名					
サービス種別					
職種	雇用 人数	支給額			備考
		一時金	転居に係る 費用	合計	
訪問介護員					
介護支援専門員					
合計					

※雇用した職員ごとに支給報告書兼誓約書を作成すること。

様式第５号（第８条関係）

年　　月　　日

四万十市長　様

申請者　法人等名
住所
代表者名　　印

四万十市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金概算払請求書

　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けた　　年度四万十市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金について、下記のとおり概算交付されるよう請求します。

記

１　補助金交付決定額　　円

２　既交付額　　円

３　今回請求額　　円

振込口座番号
銀行　　支店
１　普通預金（　　）
２　当座預金（　　）

様式第６号（第９条関係）

年　　月　　日

四万十市長　　様

申請者　法人等名
住所
代表者名

四万十市中山間地域介護サービス確保対策事業実施状況報告書

　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付の決定を受けました　　年度四万十市中山間地域介護サービス確保対策事業の実施状況について、四万十市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

１　事業実施月　　年　　月

２　添付書類
(1) 事業実施状況調（別紙９）
(2) その他市長が必要と認める書類

別紙９

四万十市中山間地域介護サービス確保対策事業　事業実施状況調（　　年　　月サービス提供分）

事業者名

事業所名	サービス種別	区分	訪問・送迎対象者数	基準額	備　　考
		訪問・送迎に20分以上60分未満の時間を要するサービスへの助成			
		訪問・送迎に60分以上75分未満の時間を要するサービスへの助成			
		訪問・送迎に75分以上の時間を要するサービスへの助成			
		小規模事業所におけるサービスへの助成（訪問・送迎要する時間が20分未満である場合）			
		常勤職員の新規雇用への助成			新規雇用人数　　名
		計			
		区分	支給職員数	基準額	備　　考
		新規雇用職員への一時金支給			
		新規雇用職員への転居に係る費用の支給			
		計			
合計					

（注１）サービス種別が多く、１枚に収まらない場合は、必要に応じ、欄を増やすこと。

（注３）新規雇用に係る補助金に該当する場合は、雇用した職員について雇用を証明する書類（雇用した年月日、雇用形態含む書類）及び従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表を添付すること